

九十九里町地域防災計画

大規模事故災害応急対策編

目 次

第1節	情報の収集・伝達	大-1
第2節	大規模火災対策	大-5
第3節	危険物等災害対策	大-7
第4節	海上災害対策	大-9
第5節	油等海上流出災害対策	大-12
第6節	航空機災害対策	大-17
第7節	道路災害対策	大-19
第8節	放射性物質事故対策	大-21

第1節 情報の収集・伝達

《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 災害情報連絡体制の確立	総務班	
第2 住民への広報・広聴	総務班	山武郡市広域行政組合消防本部

第1 災害情報連絡体制の確立

1 情報連絡手段

総務班は、災害発生時に通信設備を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を講じ、通信を確保する。

また、電話の輻輳、途絶等を考慮し、複数の通信手段の特性を活かし有効かつ総合的に情報を収集・伝達する体制の確立を図る。

(1) 電話等

① 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。

② 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあつては、避難所等への臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社に要請し、通信を確保する。

(2) 防災行政無線

総務班は、防災行政無線を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行うとともに、出先機関及び災害現場に出動している各職員等に連絡を行う。

(3) その他の通信手段

① 緊急速報メール

緊急速報「エリアメール」(NTT ドコモ)、緊急速報メール (au・ソフトバンク) により避難情報等の緊急性の高い情報等を提供する。

② くじゅうくり安全・安心メール

携帯電話等のメール機能を活用して登録者に警報や被害情報等を配信する。

③ 町ホームページ

町ホームページにより災害情報等を公表する。

④ SNS

Twitter、Facebook、Google+で情報を提供する。

(4) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

総務班は、県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

(5) 通信施設が使用不能となった場合の措置

総務班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認められた場合は、下記に掲げる構成機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

① 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

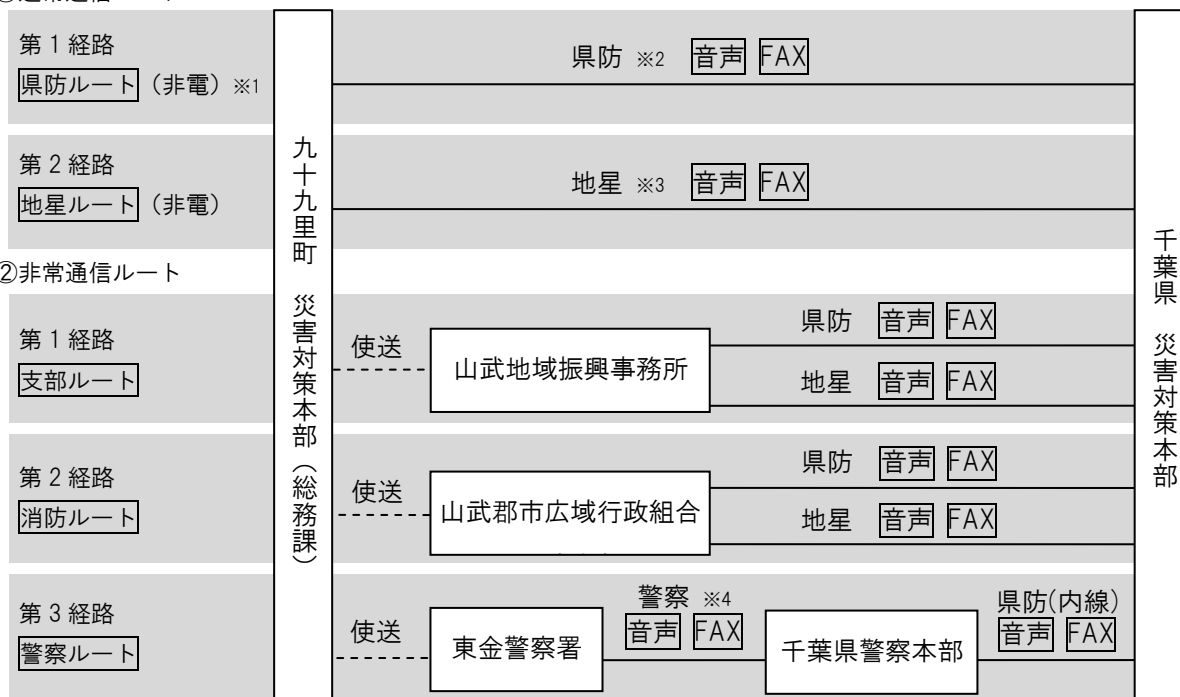
<input type="radio"/> 警察通信施設	<input type="radio"/> 国土交通省関係通信施設
<input type="radio"/> 海上保安部通信施設	<input type="radio"/> 日本赤十字社通信施設
<input type="radio"/> 東日本電信電話株式会社通信施設	<input type="radio"/> 東京電力株式会社通信施設
<input type="radio"/> 日本放送協会千葉放送局通信施設	<input type="radio"/> 東京ガス株式会社通信施設

② 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

一般加入電話が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線関係団体等の協力を要請する。

■地方通信ルート

①通常通信ルート



※1 非電：非常用電源での稼働が可能
 (回線種別) ※2 県防：千葉県防災行政無線 ※3 地星：地域衛星通信ネットワーク ※4 警察：警察用通信回線

(6) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

総務班は、「災害対策基本法」第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、本部長が行う避難勧告・指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

2 情報の収集・報告

総務班は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、

「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

また、直接即報の基準のうち、海上におよぶ事件、事故等については、海上保安庁（銚子海上保安部）へ即報を行う。

■消防庁への直接即報基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合 ② 通信の途絶等により知事に報告することができない場合 ③ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告 |
|---|

■直接即報の基準

火災等即報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ① 航空機火災 ② タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災※
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの※ ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 ⑤ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力施設において、爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏洩 ② 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） ③ 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） ④ 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） ⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏洩
救急・救助事故即報		<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故※ ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

※ 海上に関するものは、海上保安庁（銚子海上保安部）へ即報する。

第2 住民への広報・広聴

総務班は、初動期及び生活再開期の段階に応じて、それぞれ必要となる広報内容を適切な伝達手段により実施する。

■広報手段

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 防災行政無線 ② くじゅうくり安全・安心メール |
|--|

③ 町ホームページ

④ 広報車 等

第2節 大規模火災対策

《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
1 応急活動体制	総務班	
2 情報の収集・伝達体制	総務班	
3 消防活動		山武郡市広域行政組合消防本部、 消防団
4 救急救助		山武郡市広域行政組合消防本部
5 交通規制		東金警察署
6 避難	総務班、住民班、教育班	東金警察署
7 救援・救護	産業班	
8 広報活動	総務班	

1 応急活動体制

総務班は、火災の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等の必要な活動体制をとる。

また、関係機関と密接な連携をとる。

2 情報の収集・伝達体制

総務班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 消防活動

山武郡市広域行政組合消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 救急救助

山武郡市広域行政組合消防本部は、火災現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の消防機関に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5 交通規制

東金警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなど、的確な交通規制を図る。

6 避難

総務班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示を行う。また、住民班及び教育班は、安全な地域に避難所等を開設する。

避難誘導にあたっては、避難所、避難道路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、東金警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

7 救援・救護

産業班は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、生活必需品等を供給する。

8 広報活動

総務班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、ホームページ、広報車等により広報活動を行う。

第3節 危険物等災害対策

《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
1 応急活動体制	総務班	
2 情報の収集・伝達体制	総務班	
3 消防活動		山武郡市広域行政組合消防本部、 消防団
4 救急救助		山武郡市広域行政組合消防本部
5 交通規制		東金警察署
6 避難	総務班、住民班、教育班	東金警察署
7 救援・救護	産業班	
8 広報活動	総務班	
9 環境汚染対策	建設班	
10 健康被害調査	福祉班	

1 応急活動体制

総務班は、火災の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等の必要な活動体制をとる。

また、関係機関と密接な連携をとる。

2 情報の収集・伝達体制

総務班は、被災現地に職員を派遣して被災状況を把握し、関係機関に連絡する。事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 消防活動

山武郡市広域行政組合消防本部及び消防団は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 救急救助

山武郡市広域行政組合消防本部は、事故現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の消防機関に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。

5 交通規制

東金警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなど、的確な交通規制を図る。

6 避難

総務班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示を行う。また、住民班及び教育班は、安全な地域に避難所等を開設する。

避難誘導にあたっては、避難所、避難道路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、東金警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

7 救援・救護

産業班は、被災者の状況に応じて、食料、生活必需品等を供給する。

8 広報活動

総務班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、ホームページ、広報車等により広報活動を行う。

9 環境汚染対策

建設班は、危険物等による河川等の汚染を防止するため、監視を行う。流出が確認された場合は、関係機関と連携して汚染の拡大防止を行う。

10 健康被害調査

福祉班は、相談窓口等を開設し、住民等の健康被害の状況や健康相談を実施する。

第4節 海上災害対策

《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
1 応急活動体制	総務班	
2 情報の収集・伝達体制	総務班	
3 捜索・救助・救護活動	総務班、福祉班、 産業班	銚子海上保安部、 山武郡市広域行政組合消防本部、 消防団、東金警察署、 千葉県水難救済会九十九里町救護所、 消防団
4 遺体の収容	福祉班	
5 広報活動	総務班	

1 応急活動体制

総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等の必要な活動体制をとる。

また、関係機関と連携を図るために現地災害対策本部を設置する。

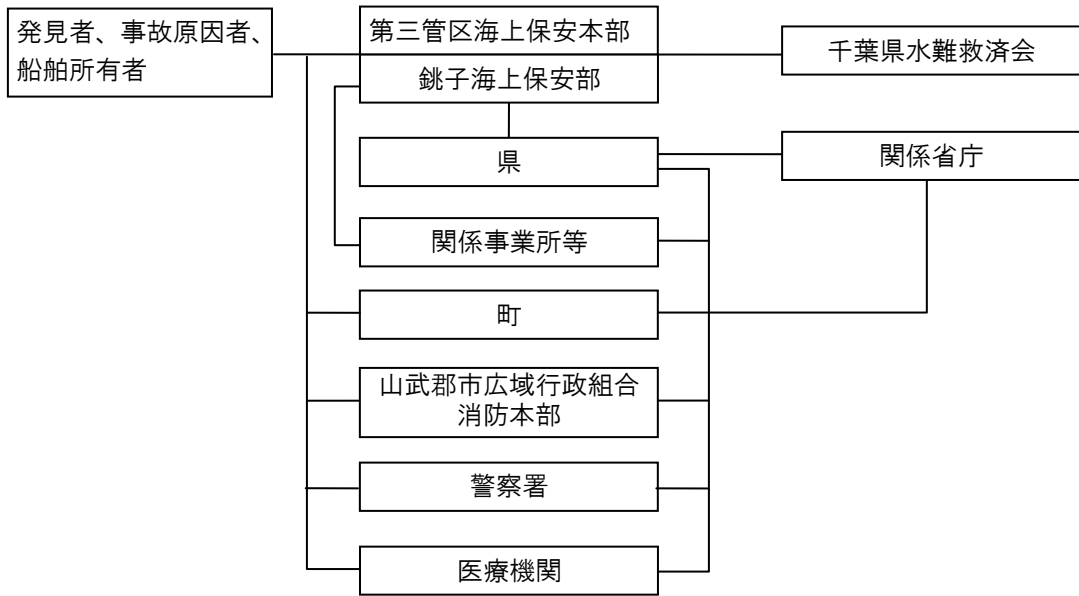
■現地災害対策本部の構成機関

銚子海上保安部、東金警察署、九十九里町、九十九里町消防団
山武郡市広域行政組合消防本部、その他関係機関

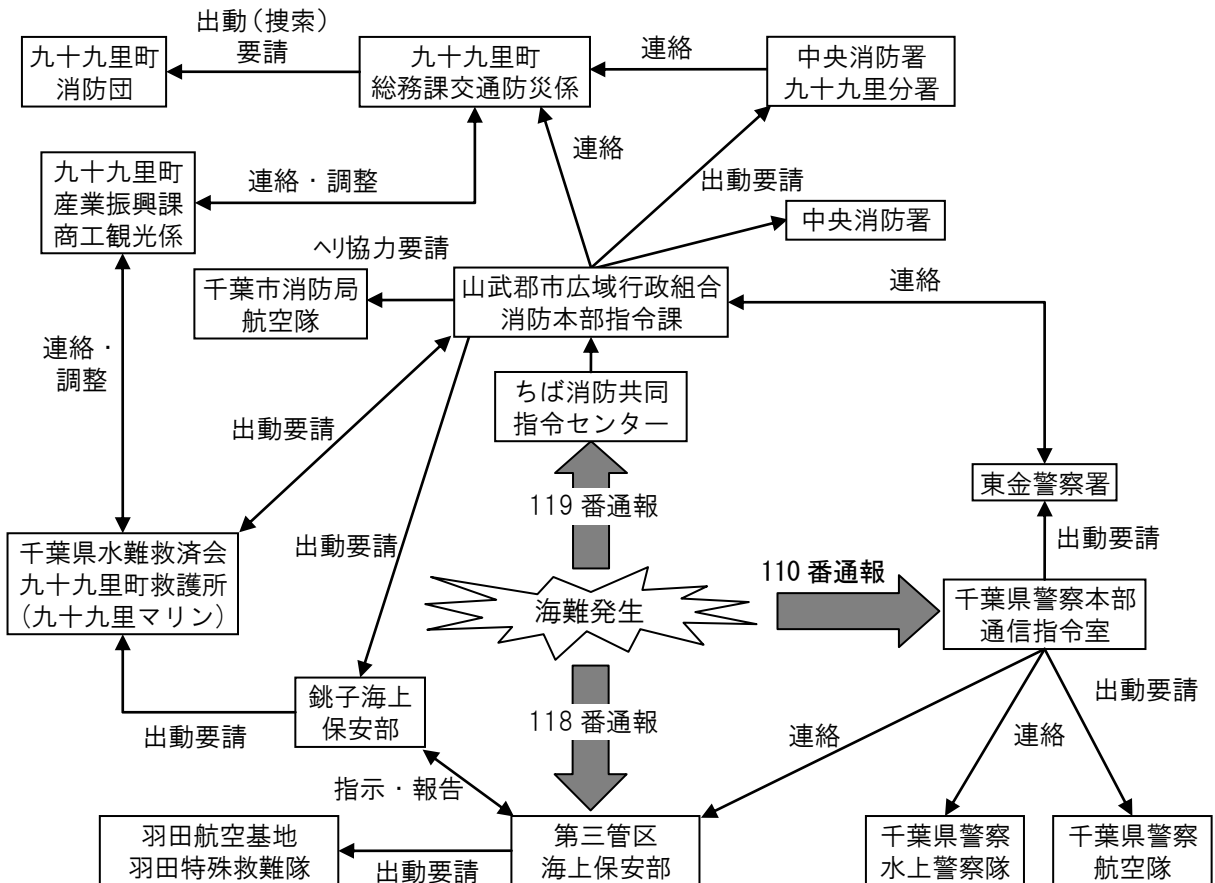
2 情報の収集・伝達体制

総務班は、海上事故災害が発生したとの連絡を受けた場合は、必要な防災関係機関に連絡する。

また、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。



なお、海難事故発生に伴う連絡系統は、次のとおりである。



3 搜索・救助・救護活動

(1) 搜索

総務班、産業班、銚子海上保安部、山武郡市広域行政組合消防本部、東金警察署、千葉

県水難救済会九十九里町救護所及び消防団等の関係機関は、海岸及び海上等において被災者の捜索を行う。

(2) 消火

銚子海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書」（昭和43年3月29日）に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

(3) 救助・救急

山武郡市広域行政組合消防本部は、海岸及び海上等において救助された負傷者等を医療機関に搬送する。

福祉班は、負傷者が多数の場合は災害現場に医療救護所を設置し、（一社）山武郡市医師会、（一社）山武郡市歯科医師会、（公社）千葉県医師会、（一社）千葉県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

4 遺体の収容

福祉班は、遺体を収容した場合は、東金警察署等と調整し、遺体の安置所、検案場所を設置する。

5 広報活動

総務班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、くじゅうくり安全・安心メール、広報車等により広報活動を行う。

第5節 油等海上流出災害対策

《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
1 防除方針		銚子海上保安部
2 応急活動体制	総務班	
3 情報の収集	総務班、産業班、建設班	
4 警戒区域の設定・避難活動	総務班	
5 流出油の防除措置	総務班	
6 広報活動	総務班	
7 環境保全等に関する対策	福祉班、産業班、建設班	県
8 油回収作業実施者の健康対策	福祉班	
9 補償対策		漁業者、観光業者等
10 事後の監視等の実施	建設班	

※ その他関係機関は、第1に記載する。

第1 関係機関の役割

1 防災関係機関の役割

油等海上流出災害に関する関係機関の役割は、次のとおりである。

(1) 銚子海上保安部

- ① 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- ② 連絡調整本部の設置
- ③ 排出油等防除協議会の的確な運営
- ④ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- ⑤ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- ⑥ 「海防法」に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- ⑦ 流出油の応急防除措置の実施
- ⑧ 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ⑨ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- ⑩ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- ⑪ 油防除資機材の整備
- ⑫ 海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示
- ⑬ 「自衛隊法」(昭和29年6月9日法律第165号)に基づく災害派遣要請
- ⑭ 海上治安の維持
- ⑮ 防災関係機関との協力体制の確立
- ⑯ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(2) 県

- ① 的確な情報収集及び防災関係機関への通報

- ② 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ③ 関係排出油等防除協議会との連絡調整
- ④ 国・近隣都縣市等関係機関・各種団体との連絡調整
- ⑤ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- ⑥ 「自衛隊法」に基づく災害派遣要請
- ⑦ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ⑧ 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ⑨ 油防除資機材の整備
- ⑩ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- ⑪ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- ⑫ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ⑬ 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- ⑭ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ⑮ 漁業者等の復旧支援
- ⑯ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

(3) 町

- ① 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- ② 防災関係機関及び住民への情報提供
- ③ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- ④ 漂着油の除去作業等
- ⑤ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- ⑥ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- ⑦ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難勧告・指示
- ⑧ 県又は他の関係機関等に対する応援要請
- ⑨ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- ⑩ 油防除資機材の整備
- ⑪ 回収油の一時保管場所等の調査協力
- ⑫ 漁業者等の復旧支援

(4) 山武郡市広域行政組合消防本部

- ① 事故状況の実態把握と情報収集
- ② 人命の救助及び救急活動
- ③ 出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
- ④ 漂着油、排出油の防除活動
- ⑤ 関係機関との相互情報提供

(5) 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ① 航空機等による流出油の情報収集
- ② 油の拡散防止及び回収等の応急活動

- ③ 応援要員及び救援物資等の搬送
- (6) 漁業協同組合等
 - ① 漁業被害の防止対策
 - ② 漁業被害の調査及び再生産対策の実施
- (7) 海上災害防止センター
 - ① 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
 - ② 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
 - ③ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
 - ④ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
 - ⑤ 防災関係者への指導助言の実施
- (8) 石油連盟
 - ① 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
 - ② 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん
- (9) 銚子管内排出油等防除協議会
 - ① 排出油の防除に関する自主基準の作成
 - ② 排出油の防除に関する技術の調査及び研究
 - ③ 排出油の防除に関する教育及び共同訓練の実施
 - ④ その他排出油の防除に関する重要事項の協議
 - ⑤ 各機関が行う防除活動の調整

2 事故原因者の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者の主要な責務は、次のとおりである。

- ① 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- ② 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- ③ 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- ④ 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- ⑤ 被害者の損害等に対する補償

第2 応急対策計画

1 防除方針

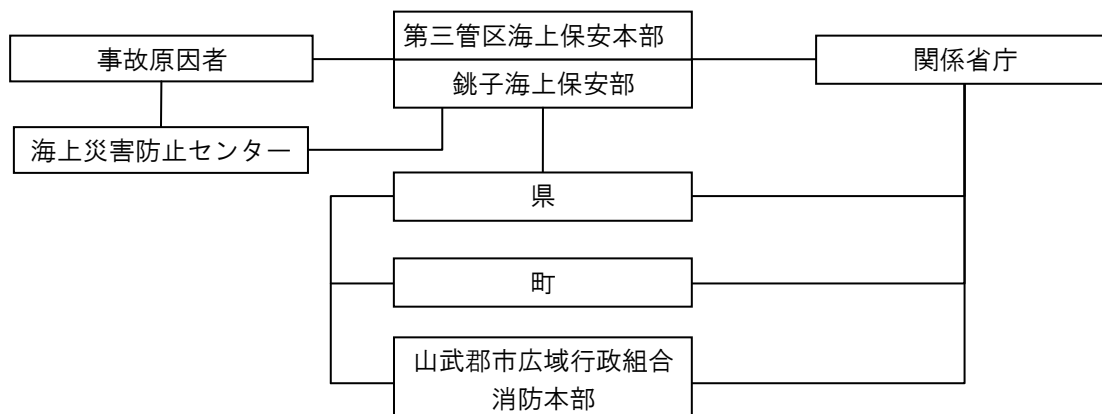
流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、銚子海上保安部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

2 応急活動体制

総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等の必要な活動体制をとる。

また、関係機関と密接な連携をとる。



3 情報の収集

総務班、産業班及び建設班は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施する。

4 警戒区域の設定・避難活動

総務班は、沿岸住民に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域の設定及び立入制限を実施し、現場の警戒並びに付近住民に対する避難勧告・指示を行う。

5 流出油の防除措置

総務班は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、全庁的な体制でその被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

6 広報活動

総務班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、くじゅうくり安全・安心メール、広報車等による広報活動を行う。

7 環境保全等に関する対策

- ① 建設班は、県と連携して油等流出事故による被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等の防災関係機関へ通報する。
- ② 福祉班は、異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- ③ 産業班及び建設班は、海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

8 油回収作業実施者の健康対策

福祉班は、山武健康福祉センター及び（一社）山武郡市医師会等に協力を要請して健康対策を実施する。

9 補償対策

(1) タンカーによる油流出事故の場合

「船舶油濁損害賠償保障法」（昭和50年12月27日法律第95号）に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

(2) タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

「海防法」第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。船舶から流出又は排出された油により損害を受けた場合には、「船舶油濁損害賠償保障法」により、損害賠償額の支払いを請求することができる。

また、「海防法」により海上保安庁長官が要請した排出された油等の措置を講じた時には、当該措置に要した費用を船舶所有者等に負担させることができる。

10 事後の監視等の実施

建設班は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第6節 航空機災害対策

《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
1 応急活動体制	総務班	
2 情報の収集・伝達体制	総務班	
3 消防活動		山武郡市広域行政組合消防本部
4 救急救助	福祉班	山武郡市広域行政組合消防本部
5 遺体の収容	福祉班	
6 交通規制		東金警察署
7 広報活動	総務班	
8 防疫・清掃	福祉班、建設班	
9 避難	総務班、住民班、教育班	
10 その他支援	総務班	

1 応急活動体制

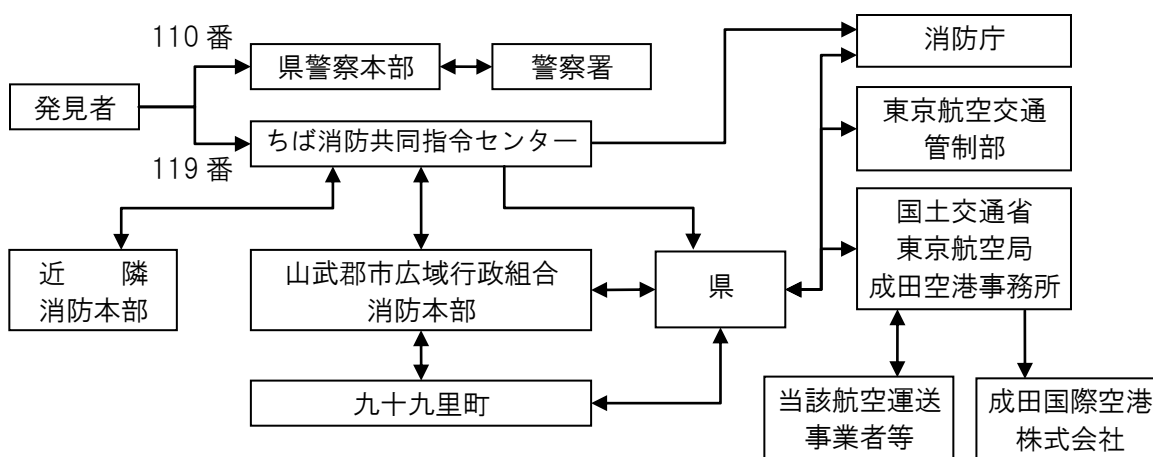
総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等の必要な活動体制をとる。

また、関係機関と密接な連携をとる。

2 情報の収集・伝達体制

総務班は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県、山武郡市広域行政組合消防本部及び関係機関に連絡する。

■情報受伝達ルート



3 消防活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、航空機災害が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

なお、成田国際空港への出動は、「成田国際空港消防相互応援協定」に基づき行う。

4 救急救助

山武郡市広域行政組合消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の消防機関に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。

福祉班は、負傷者が多数の場合は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、(一社)山武郡市医師会、(一社)山武郡市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5 遺体の収容

福祉班は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6 交通規制

東金警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

7 広報活動

総務班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、広報車等による広報活動を行う。

8 防疫・清掃

福祉班及び建設班は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

9 避難

総務班は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対して、避難勧告・指示を発令する。

また、住民班及び教育班は、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

10 その他支援

総務班は、県、関係機関の要請により、公共施設の提供等の必要対策を支援する。

第7節 道路災害対策

《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
1 応急活動体制	総務班	
2 情報の収集・伝達体制	総務班	山武郡市広域行政組合消防本部、 県（山武土木事務所）、 千葉県道路公社
3 消防活動		山武郡市広域行政組合消防本部、 消防団
4 救急救助		山武郡市広域行政組合消防本部
5 交通規制		東金警察署
6 避難	総務班、住民班、教育班	消防団
7 広報活動	総務班	

1 応急活動体制

総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等の必要な活動体制をとる。

また、関係機関と密接な連携をとる。

2 情報の収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を伝達する。道路施設が被災した場合は、道路管理者は、東金警察署、山武郡市広域行政組合消防本部等に通報する。

山武郡市広域行政組合消防本部は、被災現地に職員を派遣して被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

総務班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 消防活動

山武郡市広域行政組合消防本部及び消防団は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 救急救助

山武郡市広域行政組合消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の消防機関に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。

5 交通規制

東金警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

6 避難

総務班は、有毒物質の拡散等が予想される地域に対しては、避難勧告・指示を発令する。また、住民班及び教育班は、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団及び自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、東金警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

7 広報活動

総務班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、広報車等により広報活動を行う。

第8節 放射性物質事故対策

《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
1 応急活動体制	総務班	
2 情報の収集・伝達体制	総務班	県、放射性物質取扱事業者
3 緊急時のモニタリング	建設班	県
4 消火活動		山武郡市広域行政組合消防本部
5 避難	総務班	県
6 飲料水及び飲食物の摂取制限等	総務班、福祉班、産業班	山武郡市広域水道企業団、県
7 広報活動	総務班	
8 放射性物質等による汚染の除去	建設班	県
9 各種制限措置等の解除	福祉班、産業班	県
10 健康被害の調査	福祉班	
11 風評被害対策	建設班	県、国
12 廃棄物等の適正な処理	建設班	県、国

1 応急活動体制

総務班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等の必要な活動体制をとる。

また、関係機関と密接な連携をとる。

2 情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、町、警察及び消防等の関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ① 事故発生時刻
- ② 事故発生場所及び施設名称
- ③ 事故の状況
- ④ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等
- ⑥ その他必要と認める事項

また、県は、「火災・災害等速報要領」に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せ

て、原子力災害対策特別措置法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

(2) 被害状況の報告

総務班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防等の関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 緊急時のモニタリング

(1) 県のモニタリング活動

県は、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行うなど放射性物質による環境への影響について把握する。

県によるモニタリング項目は次のとおりである。

- ① 大気汚染調査
- ② 水質調査
- ③ 土壌調査
- ④ 農林産物への影響調査
- ⑤ 食物の流通状況調査
- ⑥ 市場流通食品等検査
- ⑦ 工業製品調査
- ⑧ 廃棄物調査
- ⑨ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査

(2) 町のモニタリング活動

建設班は、保育所、幼稚園、小中学校、公園等で空間放射線量を定期的なモニタリングを行い、ホームページ等で公表する。

また、必要に応じて、子どもが利用する公共施設の雨樋、側溝等でのモニタリングを実施する。

4 消火活動

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

山武郡市広域行政組合消防本部は、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

5 避難

(1) 退避・避難

県は、モニタリング等活動の結果など、必要な情報を関係市町村に提供する。

また、モニタリング結果などから、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）において提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

これを受けて、総務班は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずるものとする。

■防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルになるときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(2) 広域避難

本部長は、町の区域外に避難する必要がある場合は、災害対策基本法第86条の8及び9に基づき、県内他市町村又は県に被災者の広域一時滞在について協議する。

総務班は、関係する班とともに、避難先や移動手手段等の避難計画を作成する。

(3) 広域避難者の受入れ

総務班は、町の区域外で災害が発生し、県等を通じて被災市町村から避難者の受入れに係る協議があった場合、受入れについて県及び被災市町村と調整を行う。

建設班は、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

6 飲料水及び飲食物の摂取制限等

山武郡市広域水道企業団、総務班、福祉班、産業班及び県は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれの

ある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

7 広報活動

総務班は、地域住民等の民心安定のため、放射性物質事故等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告・指示等を踏まえた警戒情報について、防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、広報車等により広報活動を行う。

8 放射性物質等による汚染の除去

建設班及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

事業者は、国、県、町及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。

9 各種制限措置等の解除

福祉班、産業班及び県は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

10 健康被害の調査

福祉班は、住民等の健康被害について、山武健康福祉センター等と協力して調査を行う。

11 風評被害対策

県は、国及び建設班等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

12 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び建設班と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。